

研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

研修で学んだことをご記入下さい

家族信託：遺言対策、納税対策、節税対策の前提となる対策

認知症を発症してしまうと法律行為ができなくなるため資産や口座が凍結状態となってしまう。

- ・不動産などの購入・売却ができなくなる。
- ・銀行窓口での引き出しができなくなる。
- ・会社経営・事業承継が止まってしまう。(株式の譲渡ができない)

成年後見制度にデメリットがたくさんあるため、「家族信託」の利用が増えてきた。

受託者兼受益者と受託者

信託口座：メガバンクは作れない、地方銀行や信用銀行で対応

受託者が委託者へ生活費などを給付できる。(引き出しができる)

不動産：**受託者が管理、利益は委託者が受ける。**

※認知症になっていても判断能力があれば(公証人が判断)締結可能

※裁判所による制約がない。

※信託契約で財産の承継先を決めることができる。(2代、3代先まで決めておける)(遺言の代わりになる)

※贈与ではないため税金がかからない。

※複数人を受託者することは可能だが、管理上問題があるので、資産ごとに受託者を分けた方がよい。

事業承継×家族信託

配当受益権は委託者に残したまま議決権を委託者へうつす。

停止条件付信託：信託開始時期を設定できる(委託者が認知症を患った時からなど)

新事業承継税制との併用ができない。

研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

--

質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

--

感想をご記入下さい

家族信託というものを初めて知ったので、とても勉強になりました。成年後見人制度のデメリットがカバーされ、かなりメリットのある手続きだと思いました。
--

ご記入ありがとうございました！

